

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の八第二項の規定に基づき、エレベーターの制御器の構造方法を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

エレベーターの制御器の構造方法を定める件

第一 かごを主索でつるエレベーター又はかごを鎖でつるエレベーター（油圧エレベーターを除く。）の制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

一 かご内及びかごの上で動力を切ることができる装置を設けること。ただし、次に掲げるエレベーターにあつては、かごの上で動力を切ることができる装置を設けないものとすることができる。

イ 昇降行程が十メートル以下であるエレベーター

ロ かごに天井がないエレベーター又は天井を開くことにより昇降路内の点検を行うことができるエレベーター

- 一 かつを主索でつるエレベーターにあつては、かつに積載荷重の1・15倍（平成十二年建設省告示第
号第二に規定するフオークリフト等がかつの停止時にのみ乗り込む兼用及び寝台用エレベーター
以外のエレベーターにあつては、1・5倍）の荷重が加わつた場合においてもかこの位置が著しく変動
しないものとする。ただし、かこの停止位置が着床面を基準として七十五ミリメートル以上下降す
るおそれがある場合において、これを調整するための床合せ補正装置（着床面を基準として七十五ミリ
メートル以内の位置において補正することができるものに限る。以下同じ。）を設けた場合にあつては
この限りでない。

第二 油圧エレベーターの制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 かつの停止時における自然降下を調整するための床合せ補正装置を設けること。
- 二 圧力配管には、有効な圧力計を設けること。
- 三 第二第一号に定める構造とすること。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。